

事務連絡

令和7年(2025年)1月27日

関係団体 各位

都)電気設備課長

## 工事施工における留意事項について

日頃より、本市の建設行政に特段のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市では、工事施工において品質管理・安全管理・法令順守等の観点から、監査事務局における工事監査により工事書類等の確認を行っております。監査の中で是正すべき点として指摘された事項に関しては、現場立会や検査時などに確認するなどの対応を行ってきたところです。

しかしながら、過年度に指摘された事項が再び指摘されるなど、理解や周知が不足している部分があるため、改めてご連絡いたしますので、貴団体の会員様へ周知していただき、各工事現場での再確認と適切な対応をお願いいたします。

なお、工事監査の対象は、土木・建築・電気・機械設備工事等であり、その指摘事項については本市のホームページでも公開しております。

今後とも、工事の品質向上と安全確保のため、関係者のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

### 記

#### 1 特に留意すべき事項

##### (1)特殊車両の通行許可申請

道路法では、車両制限令に定める一般的制限値を超える特殊車両(クレーン車等)を通行させようとする者は、通行しようとする道路の管理者に対して通行の許可又は通行経路の確認の回答を受けなければならないと定められています。

特殊車両に該当する車両が保管場所から工事現場までの間の道路を通行するために必要な許可等を受けているかの確認をお願いします。

## (2)特別管理産業廃棄物の処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等では、使用済電池（鉛蓄電池やアルカリ蓄電池等）が廃棄された場合は、特別管理産業廃棄物として、適正な処理をしなければならないと定められています。

廃棄する無停電電源装置等に電池（鉛蓄電池やアルカリ蓄電池等）が内蔵されている場合は、適正に処理するようにお願いします。（OA 機器にも鉛蓄電池やアルカリ蓄電池等が内蔵されている場合があります。廃棄の際は、取扱いを十分注意してください）

## 2 最近の指摘事項

別紙

## 3 札幌市監査事務局ホームページ

工事監査で指摘が挙げられた内容を公開しております。

<https://www.city.sapporo.jp/kansa/f02keka/s023koji.html>

[担当・問い合わせ先]

都)建築部電気設備課 鈴木、佐藤(慎)、渡邊

Tel 211-2826

## 最近の指摘事項

1	<p><b>特殊車両の通行許可申請について</b></p> <p>道路法では、車両制限令に定める一般的制限値を超える特殊車両(クレーン車等)を通行させようとする者は、通行しようとする道路の管理者に対して通行の許可又は通行経路の確認の回答を受けなければならないと定められています。特殊車両に該当する車両が保管場所から工事現場までの間の道路を通行するために必要な許可等を受けているかの確認をお願いします。</p>
2	<p><b>特別管理産業廃棄物の処理について</b></p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律等では、使用済電池(鉛蓄電池やアルカリ蓄電池等)が廃棄された場合は、特別管理産業廃棄物として、適正な処理をしなければならないと定められています。廃棄する無停電電源装置等に電池(鉛蓄電池やアルカリ蓄電池等)が内蔵されている場合は、適正に処理するようにお願いします。(OA機器にも鉛蓄電池やアルカリ蓄電池等が内蔵されている場合があります。廃棄の際は、取扱いを十分注意してください)</p>
3	<p><b>クレーン作業における安全管理について</b></p> <p>クレーン等安全規則等では、クレーンによる作業を行う場合には、つり上げられている荷の下に作業者を立ち入らせてはならないこと、直接つり荷に触れて作業してはならないことが定められています。クレーンによる資材の搬入作業等を行う場合は、作業者が、つり荷の下に入らない、直接つり荷に触れないようにお願いします。</p>
4	<p><b>シーリング材の有効期限について</b></p> <p>「公共建築工事標準仕様書」等では、シーリング材は有効期限を過ぎたものは使用しないと定められています。シーリング材を使用する場合は、有効期限を確認するようにお願いします。</p>
5	<p><b>高所作業における安全管理について</b></p> <p>労働安全衛生規則では、事業者は、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により作業者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり等を設けるなど、墜落による作業者の危険を防止するための措置を講じなければならないと定められています。そのような場合は、墜落による危険を防止するための措置(墜落制止用器具等の使用)をお願いします。</p>
6	<p><b>工事用発電機の届出について</b></p> <p>出力10kW以上の工事用発電機を使用する場合、経済産業省保安監督部への届出が義務付けられています。該当する現場では、事前に必要な届出を行い、規定に従って運用することをお願いします。</p>
7	<p><b>産業廃棄物を適正に処理すべきもの</b></p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律等では、工事に伴い発生する産業廃棄物については、適正な処理をしなければならないと定められています。特に、①産業廃棄物の保管場所を示す掲示板が確認できるもの、②産業廃棄物の保管状況が確認できるもの、③産業廃棄物の運搬車両表示が確認できる記録(工事写真)をお願いします。</p>
8	<p><b>アスベスト撤去作業時の保護具について</b></p> <p>石綿障害予防規則では、「石綿等の切断等の作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に作業衣を使用させなければならない」とされています。また、特記仕様書では「撤去作業時には、防塵マスク、防護めがね及び作業衣を着用させる」としてあります。該当する場合は、工種別施工計画書に作業計画を記載するとともに、作業時は計画に基づいて適切な保護具を着用し、作業中の安全確保の徹底をお願いします。</p>
9	<p><b>掘削時の安全対策を適正に実施すべきもの</b></p> <p>「公共建築工事標準仕様書」では、施工者は地盤の掘削において、切り取り面にその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが1.5mを超える場合には原則として、土留工を施すものと定められている安全管理の徹底を図るとともに安全基準の順守と安全作業を強く指導し、適正な施工に努められたい。</p>
10	<p><b>札幌市建設工事請負契約約款を遵守すべきもの</b></p> <p>「札幌市建設工事請負契約約款」では、受注者は、契約締結後5日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書及び工事工程表を作成し、発注者に提出しなければならないとなっており、工事工程表は、工事の変更があったときも同様と定められています。請負代金内訳書及び工事工程表は、契約締結後5日以内に提出、また設計変更に伴い工期延長を行った場合は、変更した工事工程表の提出をお願いします。</p>

上記の項目は、最近の指摘事項をピックアップしております。

詳細は、札幌市監査事務局ホームページ(<https://www.city.sapporo.jp/kansa/f02keka/s023koji.html>)をご確認ください。